

○呉市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月15日条例第2号

改正

平成14年9月24日条例第25号

平成21年3月13日条例第16号

平成25年2月27日条例第3号

呉市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、呉市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、呉市議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額5万円を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 一般選挙後における政務活動費については、議員の任期開始の初日の属する月（以下「開始月」という。）分から交付するものとする。この場合において、所属議員数は、第1項の規定にかかわらず、交付請求時における会派の所属議員数によるものとする。

5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

6 政務活動費は、交付月の10日（一般選挙後の政務活動費については、開始月の15日）に交付するものとする。ただし、その日が銀行法（昭和56年法律第59号）による銀行の休日に当たる場合

は、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

**第4条** 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において解散し、解散の日において政務活動費に残額が生じた場合は、当該会派は、当該残額を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第5条** 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、各種会議への参加、要請、陳情、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

**第6条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、別記様式による政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収証書（領収証書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書）の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から15日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 議員の任期満了又は議会の解散が年度の途中であったときは、第2項の規定にかかわらず、当該任期満了又は議会の解散の日から15日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該会派は、当該残余の計に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派が第5条の規定に違反した場合は、政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

**第9条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、当該年度終了後5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

**第10条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

#### 付 則 (平成21年3月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 付 則 (平成25年2月27日条例第3号)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の呉市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に同条の規定による改正前の呉市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

#### 別表 (第5条関係)

項目	内容
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
研修会議費	会派が行う研究会、研修会及び各種会議の開催に要する経費又は会派の所属する議員が他の団体等が開催する研究会、研修会及び各種会議に参加するために要する経費

活動旅費	会派が行う活動のために必要な先進地調査又は現地調査及び要請，陳情活動を行うために要する経費
通信運搬費	会派が行う活動に必要な通信運搬に要する経費
消耗品費	会派が行う活動に必要な事務用品等の購入に要する経費
備品購入費	会派が行う活動に必要な備品の購入に要する経費
広報・広聴費	会派が行う活動について市民に報告し，意見を吸収するために要する経費

別記様式（第7条関係）